

第11回農林水産省独立行政法人評価委員会

農林水産省独立行政法人評価委員会事務局

第 1 1 回農林水産省独立行政法人評価委員会議事次第

日 時：平成18年8月30日(水)13:30～15:15

場 所：農林水産省飯野第4,第5,第6会議室

出席委員：松本委員長、安部臨時委員、井原委員、内山委員、大川委員、小野委員、梶川委員、小坂委員、小林委員、白木原委員、清野臨時委員、手島委員、中村委員、日和佐委員、萬野委員、宮城委員、宮本委員、向井委員、恵委員、森田臨時委員、山野井委員、山本委員、吉武委員、渡邊委員(24名)

1 開会

2 議事

(1) 各分科会の審議の経過及び結果について(報告)

(2) 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について

農林水産省主管17法人について

独立行政法人北海道開発土木研究所(国土交通省主管)の評価に係る意見について

(3) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて

独立行政法人農林漁業信用基金について

独立行政法人北方領土問題対策協会について

(4) その他

3 閉会

午後1時30分 開会

松本委員長 定刻となりましたので、ただいまから第11回農林水産省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

本日の委員会の司会役を仰せつかっております松本でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、また残暑厳しい折、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

開催に当たりまして農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項において、会議の定足数は過半数とされておりますが、委員、臨時委員31名のうち23名の出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立要件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、本日の議事及び配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

文書課長 文書課長の佐藤でございます。今年の1月付けで文書課長を拝命しました。初めての先生方もございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、座ったまま確認をさせていただきます。

まず初めに議事進行でございますが、本日の委員会は2部構成としております。

第1部といたしまして、平成17年度で中期目標期間が終了した当省主管の17法人、そして国土交通省主管の1法人につきまして、中期目標期間の評価に関してご審議をいただこうと思っております。その後、5分程度の休憩をはさみまして、第2部といたしまして、中期目標期間終了時の見直しについて、当省主管の1法人及び内閣府主管の1法人に関しましてご審議いただきたいと思っております。なお、審議全体でおおむね2時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料についてご確認をお願いいたします。

お手元に、相当分厚い資料になりまして恐縮でございますが、資料の頭に配布資料一覧、そして議事次第があるかと思っておりますが、その後に資料1、資料2、資料3 - 1から3 - 18、資料4 - 1、4 - 2、資料5 - 1から5 - 5、それから参考資料を用意させていただいております。右肩に、それぞれ資料番号を付しておりますので、配布資料一覧と見比べながらご確認いただければと思います。

なお、本日は事前送付させていただいておりますものの中から差し替え、または追加になったもののみ卓上に配布させていただいております。具体的には、配布資料一覧、資料1、資料2、資料5 - 2、5 - 3、5 - 5を配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

いと存じます。また、資料の最後には中期目標期間終了時の見直しについての農林水産大臣からの諮問文を添付しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

松本委員長 資料よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

まず、最初の議事でございますが、各分科会の審議の経過及び結果についてでございます。

昨年11月の評価委員会以降、各分科会において法人の第2期中期目標や17事業年度の業務実績評価等についてご審議をいただいているところでございます。各分科会における審議の経過及び結果につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして、委員会にご報告いただくことになっておりますが、各分科会の審議の状況については資料2をご覧くださいまして、各分科会のご報告とさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議事でございますが、中期目標期間の評価に移りたいと思ひます。

まず、農林水産省が主管となっております17法人の評価について、各分科会の審議の状況について、ご報告をいただいた後に意見交換を行う、こういう順序で進めてまいります。

さらにその後、国土交通省が主管となっております北海道開発土木研究所の評価にかかる意見につきましては、農業技術分科会より分科会における検討状況及び意見(案)についてご説明をいただいた後、意見交換を行うという順序で進めていこうかと思っております。

なお、時間も限られておりますので、1分科会あたり大変恐縮ではございますが、5分程度でご報告をお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず農業分科会について、私が分科会長をしておりますので、ご報告申し上げたいと思ひます。

資料3 - 1をご覧ください。

平成17年度で中期目標期間が終了した独立行政法人のうち、農業分科会に所属する6法人の中期目標期間の総合評価は、8月10日に開催しました農業分科会におきまして審議しました結果、6法人ともA評価としております。

各法人の具体的な取り組み状況を以下に説明申し上げます。

まず、農林水産消費技術センターにつきましては、残留農薬の分析時間の短縮、加工食品の表示の真正性を確認するための検査・分析の着実な実施、行政ニーズの強い生鮮食品の判別技術並びに遺伝子組換え食品の分析技術等を確立するなどをいたしました。

肥飼料検査所につきましては、汚泥肥料等の全事業者の93%に対しまして立入検査を実施、飼料または飼料添加物中の有害物質についてのモニタリング検査の着実な実施、土壌改良資材の1点当たりの試験時間の短縮、BSEの発生防止に係る取り組み、遺伝子組換え飼料の検査方法を実用化するなどをいたしました。

農薬検査所につきましては、通常の登録検査等について、中期目標は十分達成されましたほか、中期目標期間中に発生した無登録の農薬の流通、使用など我が国の食の安全性への信頼を揺るがす事態に対して、政府が講じた諸施策に即し、農薬の有効成分ごとの総使用回数の明確化、マイナー作物対策など計画外の緊急性、社会的要請の高い業務を実施いたしました。

種苗管理センターにおきましては、植物新品種にかかる品種登録の出願件数の増加に対応するために、栽培試験における新規植物の種類別審査基準の作成件数の拡大や作成期間の短縮化、種苗検査における種子伝染性病害の検査開始や病害簡易検定方法の開発、種苗生産における種ばれいしょ増殖年数の短縮化に向けた緊急増殖法への取り組み、関西農場の売却と移転先である西日本農場の整備などを実施いたしました。

家畜改良センターにおきましては、乳用牛、肉用牛の育種改良における後代検定事業の円滑な推進、乳用牛・肉用牛・豚の遺伝的能力評価の実施、優良な種畜の供給を行うとともに、乳用牛の疾病や肉用牛の肉質等に関する遺伝子の特定、牛個体識別事業の的確な実施による食の安全への信頼の確保などを行いました。

農業者大学校につきましては、学理及び技術の教授に関し、カリキュラムの改善を行い、「循環型農業」、「食の安全」等関係教科の新設・拡充を行うとともに、本校の時間当たりの教育コストを平成13年度対比で24.1%縮減し、業務運営の効率化に努めるなどをいたしました。

以上、6法人についてご報告をさせていただきました。

以上でございます。

それでは、次に農業技術分科会からお願いいたします。

農業技術分科会長（小林委員） 農業技術分科会は、2ページにあります農業・生物系特定産業技術研究機構から国際農林水産業研究センターまでの6法人であります。

資料としましては、資料3 - 8から資料3 - 13までが個別の評価結果であります。

まず最初に2ページをご覧くださいただければわかりますが、すべての機関の総合評価はAであり

ます。

大項目については、2カ所ばかりBがあります。それから、中項目は各法人ともBが1つ、2つあります。このBの1つにつきましては、研究職員の業績評価を行い、それを処遇に反映するということが中期計画の中に書かれてありましたが、いずれも未達成でありましたので、Bと評価いたしました。

その他、研究に関しましてはほとんどがAであり、中にはSもありました。

それぞれについては、そこに記載してあるとおりであります。詳細については資料3 - 8から3 - 13までをご覧くださいと思います。

これ、読み上げているとちょっと時間をとるので省略したいと思うのですが、いかがでしょうか。座長のようにみんな読み上げた方がいいですかね。

松本委員長 適当にやってください。

農業技術分科会長（小林委員） そうですか。

最初の機構につきましては、途中で組織統合がありましたけれども、最初の中期目標の変更後も計画事項を着実に実施して、作物品種の育成、大豆の生産安定技術の開発、飼料イネの生産利用技術の開発等を効率的に行うとともに、BSEや鳥インフルエンザに迅速に対応するなど中期目標は十分に達成されました。とりわけ、普及に移しうる技術をたくさん出しております。

農業生物資源研究所は、イネゲノム、カイコゲノムを解読するとともに、イネゲノム解読の成果を活用して、出穂期関連遺伝子、あるいは脱粒性遺伝子等のイネ有用遺伝子を単離し、花粉症緩和米などの新機能イネを開発するなど中期目標は十分に達成されました。また、この研究所は非常に研究のレベルが高く、インパクトファクターの高い雑誌に多数成果が報告されております。

農業環境技術研究所につきましては、カドミウムの土壌集積経路等の解明とリスク低減技術の開発、IPCCガイドラインにも採用された水田におけるメタン等の排出量推定法の精緻化などの成果を上げるなど、中期目標は十分に達成されました。

農業工学研究所も、ここは運営が非常にうまくいってありまして、農業・農村の有する多面的機能や景観の新たな定量的手法、あるいは工事費の大幅な節減を可能とするパイプラインの浅埋設工法等を開発したほか、「災害対策基本法」の規定による指定公共機関として、新潟県の中越地震への支援等を行うなど中期目標が十分に達成されました。

食品総合研究所、ここも非常に活発に研究がなされ、食品表示制度に対応した分析技術の高

度化において、GMOの検知技術、米の品種判別技術、野菜の産地判別技術の開発など目標を大きく上回って達成した成果が得られたほか、穀物のマイコトキシン分析技術の開発、食品の機能性の解明を行うなど中期目標が十分に達成されました。

最後に国際農林水産業研究センターですけれども、これは開発途上地域の情報収集、国際協力や人材ネットワークの構築、米の香り成分の解明と、その定量法の開発、メコンデルタにおけるオニテナガエビの稚エビ培養技術の確立と技術移転を行うなど中期目標が十分に達成されました。

総じてみんなAとしたのですが、他の分科会では大項目及び中項目にBをつけているのがほとんどなくて、本分科会だけが少々厳しい評価をしているように思います。ただこの厳しい評価でありながら、6法人が中期目標の期間で非常によくなっていることが、我々としても評価のやりがいがあったというように思っております。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に林野分科会からお願いいたします。

林野分科会長代理（内山委員） 林野分科会の内山でございます。

本日、分科会長が欠席しておりますので、私の方から評価結果について説明申し上げます。

資料は、同じく資料3-1の3ページでございますが、私ども林野分科会の評価対象となっている法人は、林木育種センターと森林総合研究所の2法人でございます。

8月21日に開催いたしました林野分科会で、この2法人についての中期目標期間経過後の評価を行ったところでございますが、両法人とも中期目標は十分達成したと判断いたしまして、こちらに記載のとおりA評価とさせていただきます。

それぞれの法人、いろいろ特筆すべき事項があるわけでございます。林木育種センターでA+というのを2項目つけているわけでございますが、1つは記載のように、無花粉スギ「爽春」の開発に取り組み成功されたということ、それから林木遺伝資源の収集、保存に当たっての精力的な取り組みとその成果、これを評価してプラスとしているわけでございます。

それから、森林総合研究所もA評価でございまして、3つほどA+と高い評価をしている点があるわけでございます。一つは競争的な研究環境の整備という課題、それからもう一つは循環型社会構築に向けた木質資源の利用に関する研究、これは記載がございましたように、未利用材の木質資源の有効活用をするためのバイオマス変換技術の開発等を評価したわけでございます。

それから、3点目は生物機能の解明と新素材の開発に向けた研究、これは針葉樹の高度なゲノム構造の解明と、またその解明によって将来の実用化・技術開発につながる可能性があるのではないかという点を評価いたしましたわけでございます。

以上が、私ども林野分科会の評価対象といたしました独立行政法人の評価結果等でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に水産分科会からお願いいたします。

水産分科会長（小野委員） 水産分科会についてご説明いたします。分科会会長の小野です。資料3 - 1の3ページをご覧ください。

平成17年度で中期目標期間が終了した独立行政法人のうち、水産分科会に所属する3法人の中期目標期間の総合評価は、8月23日に開催いたしました水産分科会において審議した結果、大項目の評価結果はすべてAと評価されており、計画に対して業務が順調に進捗していると認められます。

また、その他検討事項において特に問題にすべき事柄がないことから、3法人とも総合評価をA評価としております。

なお、水産分科会の所掌する法人につきましては、評価基準は各項目の評価に関して小項目より大項目の積み上げによってS評価となる仕組みになっておりません。したがって、各項目の評価はA評価が実質的な最高位となります。

具体的なそれぞれの法人の取り組み状況について説明いたします。

最初に、さけ・ます資源管理センターにつきましては、系群の遺伝的固有性と多様性を保存するふ化放流の着実な実施、耳石温度標識を施した幼稚魚の放流、札幌市で開催された第12回北太平洋溯河性魚類委員会年次会議の運営、市民講座の主催、資源増大を目的とした事業所を北海道に順次移管する等々中期目標が十分に達成されました。

2番目、水産大学校につきましては、在学生に対するカリキュラム改善、補修授業、在学生に対する総合的な水産教育に向けて学科間の垣根を低くする等積極的に一連の教育改革が実施され、中期目標は十分に達成されました。

水産総合研究センターにつきましては、世界初の稚ウナギの飼育成功、瀬戸内海域におけるサワラ放流効果の実証による資源管理への寄与、日本海西部海域におけるアンコウの新漁場開発などのすぐれた成果、以上のすぐれた成果に加えまして、コイヘルペスウィルス病や大型クラゲの大発生等突発的な災害や緊急事態への対応に努めました。統合メリットを生かした業務

運営の効率化目標を達成しています。

また、中国、韓国との研究機関と交流を進めており、東北アジアの資源管理に寄与することが期待されます。全般に中期目標は十分に達成されました。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから意見交換に入りたいと思います。

ただいま、ご説明をいただきました件につきまして、何かご意見・ご質問ございましたらどうぞお願いいたします。

ございませんか。

いずれの法人もよく業務を達成されて素晴らしい成績をおさめていらっしゃるということでございます。よろしゅうございますね。

それでは、特段ご意見がございませんので、中期目標期間の評価につきましては、当委員会として異存なしとの意見でよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、北海道開発土木研究所の中期目標の評価にかかる意見について、農業技術分科会より分科会における検討状況及び意見について、5分程度でご説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

農業技術分科会長(小林委員) 資料4-2で、中期目標期間の事業報告書が、北海道開発土木研究所から出されております。現在は、寒地土木研究所と名前を変えております。この報告に対して、資料4-1のような意見を出していいかということになるわけですが、これは裏面に国土交通省独立行政法人の評価委員会から松本委員長に対しての意見聴取があります。その意見聴取を松本委員長から私どもの分科会にご確認されましたので、それに対して独立行政法人土木研究所法第16条第1項第2号に規定する業務について、本委員会は下記のとおり意見を提出するということでもあります。

「北海道開発土木研究所における農業土木及び水産土木に関する第1期中期目標期間の研究業務は、着実な実績を上げていると認められる。当該業務の重要性にかんがみ、貴評価委員会において十分な検討と評価をされたい」という意見を述べたいと考えております。

以上であります。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、これより意見交換に入りたいと思います。

ただいまご説明をいただきました件につきまして、何かご意見・ご質問がございましたら承りたいと思います。どうぞ。

農業技術分科会長（小林委員） 実際にこの地域バイオマスの適切な処理と有効利用に資する成果等がたくさん得られています。当初は論文等が少なく、ヒヤリングの際に大分意見を言いましたが、年を追うごとに成果の発表は着実に伸びており他の点でも着実な実績を上げていると評価して、先ほどのような文書にしたということであります。

松本委員長 追加説明をいただきました。

よろしゅうございますか。

それでは、特段ご意見・ご質問がございませんので、北海道開発土木研究所の第1期中期目標期間業務実績にかかる意見については、これで国土交通省の独法評価委員会に対して回答することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

よろしゅうございますか。

それでは、そのように決定いたします。

ちょうど30分で第1部を終了するという、まことに結構なことではございますが、ここで5分間程度、事務局の交代もございましたので休憩に入りたいと思います。

それで、次の再開は2時5分から再開といたします。よろしくお願いいたします。

（休 憩）

松本委員長 それでは議事を再開いたします。

第2部の議事は、中期目標期間終了時における組織業務全般の見直しについての審議でございます。

まず、事務局よりご説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 初めに、事務局の方から見直しのスケジュールについて、簡単にご説明をさせていただきます。

資料は5 - 1でございます。

まず、スケジュールの説明の前に、18年度の見直し対象法人でございますけれども、昨年12月に閣議決定をされました行政改革の重要方針におきまして、融資業務等を行う法人については、18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得るというふうにされておりますことから、農林水産省では19年度末に中期目標期間が終了する4法人のうち、現在も金融業務を行っている農林漁業信用基金を前倒し見直しの対象法人として選定をいたしました。内閣府主管の北方領土問題対策協会についても同様でございます。

本年度に入りまして、これまで総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、それから行政減量・効率化有識者会議のヒアリングが実施されまして、農林漁業信用基金の業務等について説明を行ってきたところでございます。

資料の説明に入りますけれども、7月に入りまして、政府としての見直しの基本的考え方といたしまして、骨太の方針の中で簡素で効率的な政府への取り組みとして、独立行政法人の見直しが位置づけられまして、これを踏まえて7月18日でございますけれども、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会におきまして、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの方針」が取りまとめられました。参考資料としてお配りをしております。

この参考資料について若干ご説明をさせていただきますと、1ページでございますけれども、基本的な見直しの考え方とございます。見直しに当たりましては、業務の質の確保を図りつつ業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、業務の廃止・縮小・重点化、経費の縮減・業務運営の効率化、自己収入の増加、情報提供の充実といったことを見直しの視点とするということ。

それから、これらの共通の見直しの考え方を踏まえつつ、融資業務等につきましては3ページに記述がございます。

見直しの視点といたしまして、国として行う政策の必要性、それから金融的手法の必要性、当該独立行政法人で行う必要性等につきまして、各法人ごとに個別具体の業務の性質や実態に即した検討を行うということでございまして、この見直し方針を踏まえて、見直し当初案を作成したということでございます。

また、資料5-1に戻っていただきまして、スケジュールでございますけれども、見直し当初案につきましては、これまで農業分科会、それから水産分科会におきまして、それぞれ意見交換を行っていただきました。本日は、当委員会で見直し当初案についてご議論をいただきまして、8月末に総務省に提出するというスケジュールになります。

見直し当初案の提出後は、昨年と同様でございますけれども、総務省の政・独委、有識者会

議のヒアリング等を経まして、11月中旬に総務省の政・独委から勧告の方向性が示される見込みとなっております。この間、各委員の皆様方には見直しの検討状況、内容につきまして情報提供を行いつつ、最終的にこの委員会の意見を聴取した後に、12月に勧告の方向性を踏まえて、政府の行革推進本部の議を経て省としての見直し内容を決定するという流れとなっております。

なお、独法の見直しの当初案につきましては、独立行政法人通則法第35条第2項におきまして、中期目標期間終了時の法人の事務事業等の見直しの検討に当たっては、評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。資料の一番最後に農林水産大臣から評価委員会あての諮問文の写しを配付いたしておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

さて、見直し当初案の説明についてでございますが、最初に法人の所管課より見直し当初案についてご説明をいただき、その上で各分科会での検討状況等についてご報告をいただいて、そして最後に意見交換を行うと、こういう順序で進めていきたいと思っております。

それでは、まず金融調整課長より農林漁業信用基金の見直し当初案について説明をお願いいたします。

金融調整課長 独立行政法人農林漁業信用基金の見直しの基本的考え方についてご説明させていただきます。

資料につきましては、資料5 - 2と資料5 - 3、それと先ほどのお休みの時間に追加で配付いたしました追加資料が関係資料でございます。

この追加資料につきましては、以前先生方にも信用基金の概要ということでお配りしたものをもう一度つけさせていただきます。したがって、資料の説明の中心は資料5 - 2、5 - 3でやらせていただきたいと思います。

まず、5 - 2をご覧ください。

左側のところに、事務・業務の内容ということで記述しております。この農林漁業信用基金の業務は、農業分野の信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、それと農業・漁業の災害補償関係業務と大括りにしますと4つの分野に分かれております。

農業信用保険業務で見ますと、その中に一つは農業信用基金協会が行う債務保証についての保険をする業務、それともう一つは認定農業者が低利な短期運転資金を借りるために必要な原資を、信用基金協会から民間金融機関に貸し付けるわけですが、その基金協会に対しての原資、そのもととなる資金を貸し付ける業務をやっております。

それぞれの事務・業務の特徴ということで、右側のオレンジのところに記述しておりますが、農業の分野につきましては、担い手の育成が今急務でございます。さきの国会におきましても、担い手のための経営所得安定対策を講じるための法案を成立させていただいたという状況でございます。施策を認定農業者等に集中しているところでございます。

の保証保険業務では、信用力が足りない農業者、担保といっても農地しかないわけございまして、なかなか融資を受けづらい農業者に対する信用力を補完する、強化するものでございます。

また、の融資業務につきましては、この農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者に限定しまして、運転資金を低利で融通するというものでございまして、これも担い手育成、担い手を大幅にふやしていくということに寄与しているところと考えております。

2番目が、林業関係の業務でございます。

林業関係は、にございます業務が債務保証でございます。農業と漁業は都道府県に基金協会がそれぞれございまして、農林漁業信用基金が行う業務は、その基金協会が保証したのものに対する保険という2段階の制度になっているんですけども、林業の業務に関しましては、都道府県に基金協会がございませんので、信用基金が直接民間金融機関に対して債務保証を行うということになっております。

の業務との業務は、先ほど言いました農業と似たような業務ございまして、計画認定者に対しまして、低利な運転資金等を貸し付ける場合に、その原資を都道府県に貸し付けるという業務がの業務です。

の業務は、長期の無利子資金を融通する場合の農林公庫への原資の寄託をする業務ということでございます。

これらの業務の特徴でございますが、今林業・木材産業におきましては、森林資源の充実が進んでおりまして、だんだんと蓄積されている状況でございます。これを今後有効に利用していくということが環境問題も叫ばれている中必要となっているわけございまして、そのためには森林整備を行う川上と切り出した木材を使う川下、これが一体となった構造改革を推進することが急務でございます。

今申し上げました信用基金の業務は、の業務については林業者や木材産業者の信用力の強化に資するものでございますし、、につきましては林業経営基盤強化法に基づく計画認定者に限定しまして、運転資金等を低利で融資する、または森林施業の規模の集約化に向けて長期の資金を貸していくものでございまして、それぞれこれからの林業政策の方向に即して業務

を展開しているものでございます。

3番目は漁業信用保険業務でございます。

この業務は、基本的には農業分野でご説明した業務と同じでございます。都道府県にございます漁業信用基金協会が行う債務保証についての保険を行う業務。また、計画認定を受けた者に対する低利な短期運転資金を貸し付ける場合に、その基金協会に対して原資となる資金を貸し付ける業務、この2つをやっております。

漁業の世界における特徴でございますけれども、現在かなり漁獲量が落ちておるということで、非常に厳しい状況でございます。効率的かつ安定的な経営体を育成して水産資源を維持していくことが急務でございます。そういった観点で、保証保険業務はこういった新しい担い手に対する支援ということで、信用力の強化として必要だと思っておりますし、この業務につきましても、これも漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、この法律の目的に従って計画認定を受けた者に限定いたしまして、運転資金を低利で融通するためのものでございまして、今後の漁業経営のために必要だというふうに思っております。

4番目の業務、農業・漁業の災害補償関係業務でございますが、これは今まで説明いたしました経営体を育成していくという関係ではございません。いわゆるセーフティネットとして、災害が起きたときには、農業・漁業の共済団体から共済金が出るわけでございますけれども、この共済金の支払いのための資金が足りない場合は最終的に国の特別会計から拠出することになっているんですが、それが一時的に不足することがありますので、そういったときの支払い財源を貸し付ける業務でございます。

この特徴のところでございますように、農業・漁業は自然災害に対して、いろいろなリスクを抱えているわけでございまして、これを補てんしていくというのが国の基幹的な災害対策として位置づけられております。この共済金支払いは、例えば農業で言いますと、台風で被害を受けた場合でも、年内に支払われる、年内に共済金が農家の手元に渡るということが非常に大事なことでございまして、迅速に支払いをするために貸し付け業務が使われているということでございます。

2枚目をご覧ください。

そういったことで、事務・業務としては必要性を我々としては認識しておりまして、ただし先ほど文書課からご説明がございましたように、見直しを求められております。このため、見直しの基本的考え方に従って、我々としましても見直し方向を検討したところでございます。

保証・保険の見直しの方向でございますけれども、一つは保証・保険と言いますのは、融資

機関と保証する、また保険をかける機関との契約に基づいて行っている業務でございますけれども、これを保証機関、保険機関だけが責任をとるということでは、適正な責任分担にはならないのではないか、いわゆる融資機関の方にモラルハザードが発生するのではないかというようなご指摘、これは総務省などのヒアリングで指摘をされております。

これを防止するための措置としまして、保証機関による保証割合を引き下げまして融資額の一部については融資機関が責任を持つという形で、部分保証というのを活用していきたいと思っております。

農業・漁業につきましては、都道府県の基金協会におきまして、部分保証の導入と特に事故率が悪いもの、要するに代位弁済が発生しやすい資金を中心に部分保証の導入を考えていきたいと思っております。

林業につきましては、既に部分保証の形をとっている部分がございます、これの拡大ということを検討していきたいと思っております。

2番目に、保証・保険収支の改善を求められておりまして、中長期的に収支均衡を図るべきであるということで、その検討をいたしております。

これにつきましては、引き受け時等の審査の厳格化を図っていききたいと。特に、融資額が大きい大口案件の場合、そのときの保証・保険の引き受け、また実際に事故が発生したときの保険金の請求時において、基金協会との事前協議の徹底を図ることによって、そういう大口のお金がもう少し適正化を図っていくということが一つでございます。

林業保証につきましては、新規引受を正常先、または要注意先と書いておりますが、お金を借りる側として、正常な形でお金の返済ができる先に限定していくということでございます。

それと、もう1つは事故率、代位弁済事故の発生が多いものにつきましては保証料、保険料をそれを踏まえて見直しをしていきたいと思っております。

融資業務に関しましては、これは先ほど文書課の説明にもございましたように、融資の業務については、政策金融改革の基本方針の趣旨に従った見直しをなさいたいということでございますので、それに従って見直しを行っております。

1つ目は、貸し付け条件の見直しや借り入れ手続の簡素化を検討していく。その中で、実際に実績の少ない資金メニューにつきましては、廃止を含めて検討していきたいと思っております。

また、資金需要が少ないというご指摘も受けております。これは、今低金利でもって制度資金と民間金融機関がプロパーで貸す資金との金利差が余りないのが原因ではございますけれど

も、今後の資金需要を精査いたしまして、不要枠が生じた場合にはいただいております出資金の取り扱いを検討していきたいというふうに思っております。

あと、もう一つは情報開示の充実でございます。

この信用基金は多様な業務を行っております、この業務内容についてはなかなかわかりづらいうお話を先生方からいろいろいただいております。農林漁業政策における信用基金の位置づけなり、その必要性ということを詳しく説明させていただきますと、各先生方からもご理解をいただいておりますけれども、ちょっと見ただけではなかなかわかりにくいというようなご指摘でございます、我々としてはそれを真摯に受けとめまして、情報開示のやり方、これについては国民の視点から見てもわかりやすい形での情報開示、ディスクロージャーというものを徹底して十分な説明責任を果たしていくと、これに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上が基本的な考え方でございます。

資料5 - 3の方は、今申し上げました概要を総務省から示されている様式に従って整理したものでございます。

1枚目は、法人の概要でございます。

この沿革のところでございますように、この法人は6つの法人が行革の要請等によって統合してきたという経緯がございます。そういったことで業務が多岐にわたっている実態でございます。

それと、ちょっと飛ばさせていただいて4ページ、これが先ほどご説明した農業信用保険業務の関係の部分でございます。この真ん中のあたりにあります事務及び事業の改廃にかかる具体的措置（または見直し方向性）というところの、農業保険業務、低利預託原資貸付業務、ここに書いてあるところが先ほどの2枚目で説明した内容でございます。

その下の5ページのところには、事務及び事業について上記措置を講ずる理由ということで、その理由を書いてあるところでございますが、時間の関係で省略させていただきます。

8ページ、林業信用保証業務につきましても、このページの後段の方で見直しの方向、これを書いております。債務保証業務ということでございまして、先ほど説明いたしましたものを中心に、もう少し詳しくこれを書いているところでございます。

続きまして、漁業の関係は14ページ、漁業保険業務ということでございます。ここにつきましても、収支改善に向けた取り組みの実施というのと、低利預託原資貸付業務についてのそれぞれの見直しの内容が書いてございます。基本的には、先ほどご説明したところと同じでござ

います。

18ページをご覧ください。

先ほどの説明では触れておりませんでした。農業災害補償関係業務につきましての見直しの方向が記述しております。この農業共済団体と言いますのは、各都道府県に連合会がございまして、その下に市町村なり郡単位に、農業共済組合がありまして、そういった団体に農業者が加入いたしまして、災害等に遭ったときに共済金を受け取るという仕組みになっておるんですが、その共済団体自身の収支が悪化しているところがございます。そういったことも貸付金がふえる要因になっておりますので、この収支の改善を指導することにより、貸し付け規模の縮減を図るということを記述しております。

それと、もう一つ、行政改革の重要方針の中で特別会計の改革というものが別途講じられております。その中で、農業共済の再保険を担当する特別会計と、漁船再保険なり漁業共済保険を担当する特別会計、これが20年度までに統合を含めて検討するということになっておりますので、この農林漁業信用基金が今行っております農業災害補償関係業務と、漁業災害補償関係業務につきましても、両部署の統合について検討していくということを記述させていただいております。

20ページでございます。

漁業災害補償関係業務でございます。漁業につきましては、先ほどの農業共済のところに出てきました組織の問題、組織の統合を含め検討を行うということをごちらにも記述をさせていただいております。

22ページでございます。

これは、今までは事務及び事業の見直しにかかる当初案という書き方だったんですが、ここは組織形態の見直しにかかる当初案ということで組織形態でございます。この具体的措置のところを書いてございますが、まず組織形態については引き続き独立行政法人農林漁業信用基金として業務を実施することを考えております。最初の部分にございましたように、この金融的な支援を行う業務を総合的に信用基金として実施してきておるわけでございます。ほかに代替する機関もないということでございます。かつ、それらの業務を民間で行うということも困難であるということでございます。そういったことで、引き続き独立行政法人として国の監督のもと実施していくということが必要だと考えております。

なお、組織の問題としましては、先ほどご説明しましたように、内部組織でございますが、農業関係の災害補償関係業務と漁業災害の補償関係業務につきましては、統合という形を検討

していきたいということでございます。

あと、組織のところに書いておりますが、ディスクロの充実を図るということでございます。先ほどの概要紙の一番下に書いておりましたように、業務が複雑なものですから、ここについては見直しとして考えていきたいということでございます。

以上が、独立行政法人農林漁業信用基金業務の見直し当初案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松本委員長 ありがとうございます。

次に、水産経営課長より、北方領土問題対策協議会の見直し当初案についてご説明をお願いいたします。

水産経営課長 本日付で水産経営課長に着任しました大杉でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

お手元の資料の5 - 4、それから5 - 5に従いまして、北方領土問題対策協議会の見直しについてご説明いたします。

まず、資料5 - 4でございますが、北方領土問題対策協議会、北対協の業務についてですが、このページの下欄の左側に記載してあるとおり、北方領土問題に関する国民世論の啓発、調査・研究、援護事業、貸付業務でございまして、これらの所管は内閣府でございます。このうち、貸付業務については農林水産省が内閣府と共管をしておるわけでございます。

この貸付業務、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律、これに基づいて行われておりまして、法律の目的は北方領土問題の特殊事情、旧漁業権者等が特殊な地位等に置かれていることから、これらのものの事業の経営、それから生活の安定といったことを図るために、漁業その他の事業、それから生活に必要な資金を融通することございまして、いわば援護的な措置でございます。

この法律では、借受資格者は限定されておりまして、現在1万人弱という状況でございます。資金の種類の方でございますが、事業資金、生活資金ごとに分けまして、それぞれここに掲げたとおりでございます。

貸付金の方は低利に設定されておりまして、償却期限は一番長いもので30年以内でございます。最近の貸付状況などは右側にあるとおりでございます。平成16年度で融資件数合計で300件弱、融資額合計で13億円、残高合計で約57億円でございます。合計の欄はございませんが、そういう数字でございます。

リスク管理債権比率でございますが、漁業資金は比較的低いという状況でございます。他方、

貸し付けのための財源の方でございますが、主として昭和36年の法律制定時に交付されました10億円の基金、それから民間からの長期借入金の調達によって賄われております。

したがって、長期低利の資金を提供するためには、逆ざやが生じますので、内閣府の方で利子補給費、それから管理費補給金の予算を措置しているところでございます。

1枚めくっていただけますでしょうか。

こちらについても、見直しの基本的な考え方を整理しております。今後どのような方向で見直すかの検討方向を示しております、3枚目以降に見直しの当初案整理表(案)、資料5-5の方でございますが、これがございます。各省から提出される統一の様式に該当部分を記載したものでございまして、右上の方に府省名として内閣府と記載されているとおり、主管課省庁であります内閣府の方から提出されているものでございます。

このうち、農林水産省も共管となっている貸付業務に関する部分を、この見直しの基本的考え方という形で、5-4の2ページでございますが、整理をしております。

順にご説明いたします。一番上から、独立行政法人の事務・事業の重点化でございますが、制度発足後の社会経済情勢の変化に対応いたしまして、資金のあり方を見直すことといたしまして、資料5-5の当初案整理表の2枚目の一番下の枠ののところをご覧いただきたいのですが、ここにありますように、資金の種類、統合、民間金融機関によります類似資金の対応状況、借受対象者の利用状況、長期借入金の増加要因などを精査しながら、一部資金の廃止も視野に入れて検討することを基本的な考え方とするものでございます。

資料5-4の2ページに戻っていただけますでしょうか。

上から2つ目、財務面の改善(行政サービス実施コストの改善)でございますが、これについては、資料5-5の4ページにありますように、総人件費改革の一環といたしまして、人員2名の削減、それからこれに伴う組織、経理、財務のあり方の整理、人件費以外の一般管理費の削減などについて検討することを基本的な考え方とするものでございます。

それから、資料5-4の2ページの3番目、金融業務の見直しの政策の必要性の精査でございますが、北方領土問題や融資事業の設立経緯などにかんがみまして、今後も継続されるべきであるわけですが、他方で先ほどの観点から、一部資金の廃止も視野に入れて検討することを基本的な考え方とするものでございます。

次にまいります。

不良債権の早期処理、水準の適正化でございますが、資料5-5の3ページにデータを掲載しております。

リスク管理債権比率が高い資金があるということなどを踏まえまして、それらの資金につきましては、融資条件などを見直して、必要な変更などを行うことを基本的な考え方とするものでございます。

最後でございます。

資料5 - 4の2枚目の一番下、可能な限り直接融資から撤退、貸し付け先の特性・リスクを考慮した条件設定でございますが、ここでは民間融資の対応状況なども勘案しながら、資産、債務のスリム化の観点から、一部資金の廃止も視野に入れた検討、融資条件等の変更を基本的な考え方とするものでございます。

以上が、独立行政法人北方領土問題対策協会の見直しについての基本的な考え方でございます。どうもありがとうございました。

松本委員長 ありがとうございます。

先ほどの農林漁業信用基金の見直し当初案について、追加説明がございますので、大変恐縮ですが、金融調整課長より、その追加説明についてご説明をお願いいたします。

金融調整課長 申しわけございませんでした。先ほどの説明の中で、1点だけちょっと漏らしておりまして、5 - 3の資料でございます。実は、1ページ目からおわかりだと思いますが、平成19年度の予算要求額、これが今入っておりません。一部入れられるところは入れておりますけれども、まだそれぞれの業務の19年度要求額のところが入っておりませんで、これにつきましては最終的な精査をした上で、8月末ということ明日でございますが、明日までには入れて提出するということになっております。それに伴いまして、若干語句の修正等が、経緯の修正等が入る可能性もございます。その点をご了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

松本委員長 それでは、次に各分科会より分科会における見直しにかかる議論について、ご報告をお願いいたします。

まず、農業分科会から報告をいたします。

農林漁業信用基金の組織、業務全般の見直しについて、8月10日に開催されました農業分科会においては、以下に述べますような意見がございました。

まず、法人の業務については、信用基金の行っている業務が寄与する担い手の育成が自給率の向上に繋がるよう期待するとの意見がございました。

次に、法人のあり方については、担い手農業者の確保という中で、農林漁業信用基金が一定の役割を担う必要があるという前提に立った上での見直し案になっている。

それから、公共性が高く、かつリスクが高い農業においては、民間参入にはまだ時間がかかる。公的な役割をより強化した上で法人を存続させていく必要がある、こういう意見もありました。

それから、引き続き独立行政法人の形態を維持することについて、民間金融機関、政策金融機関、公益法人等がある中で、独立行政法人としての形態が必要な理由をもっとわかりやすく説明してほしいという意見がございました。

それから、農業従事者の高齢化や後継者不足、また林業の不採算性など、そういった現実の中で、食料供給や国土保全や環境保全などが行われていることを考慮した大きな議論の中で、法人の存続の必要性、業務の見直しについて議論が必要ではないかと、こういう意見がございました。

また、整理表の作成に当たっては、国民から見てわかりやすい表現を使うべきであると、こういう意見が出されました。

以上が、農業分科会の報告でございます。

次に、水産分科会からお願いをいたします。

水産分科会（小野委員） 北方領土問題対策協会の業務見直しについて、資料5 - 4の内容につきまして、担当事務局から概要説明を受けましたが、水産分科会としては、貸付業務の見直しにつきましては特段の意見はございません。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き各法人の見直し当初案について、ご意見、ご質問の時間に入りたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

小林委員 最初に独法というのは、国の機関が独立行政法人化されたのですが、第1期中期目標の期間中に、いろいろな認可法人や特殊法人等が独法化されてきました。

最初の独法の定義からは、大分変わってきているのではないかと思います。一部には、独法というのは、民間に移行する中間の段階だというような誤った考え方を持った部分もあるし、認可法人等が独法になった際には、透明性の確保と人件費抑制の手段として好都合と言われたり、独法の本来の趣旨が変化してきているのが一つの問題だと思っています。

特に、北方領土問題対策協会の資料を見ると、これは14年度に比して運営経費を13%削減する、こんなことが本当に可能だったのかと。それまで、何をやっていたのだろうと思うよ

うな感じなのです。つまり、従来の独法、我々が当初から評価してきた国の機関であった独法と、こういう認可法人等が独法になったものをある程度峻別するようなものがなければおかしいと思うのです。

これらと同じような基準で、従来の独法に対して同様に管理費を削減すると、ここができたじゃないかというような考え方を導入されては非常にまずいと思うのです。特に、我々のところは研究独法ですから、どちらかといったらギリギリのところまでやってきているわけです。一般管理費の削減にしても、第1期中期目標期間が終わった段階で限界に来ています。

エレベーターを止めたり電気を消したりとか、いろいろなことをやって節約しているけれども、だんだん気分が暗くなるのです。人間の心情としては明るいところの方が元気になり、暗いところにいるとみんな沈んでしまうのです。研究機関とか行政の機関というのは、明るく元気で健全な雰囲気であればいけない。こういった類の節減には限界があり、負の作用も少なくないとはっきりと示した方が良くと思います。

つまり、今までが今までだったからこういうことができるのであって、従来の独法を横並びに考えては困るのだということを、どこかで主張しておかないと、従来からの独法がひどい目に遭うような気がしてならないのです。

松本委員長 その点、事務局からどうですか。ご意見、回答をお願いできますか。従来の独法にその分がしわ寄せされてくるのではたまったものじゃないという、こういうご意見でございます。

文書課課長補佐 委員おっしゃるとおり、17年度までの見直し法人というのは、国の研究機関等に由来する法人でございます。今後18年度以降の見直し法人は、特殊法人等から移行した法人ということで、性格なりが若干変わっているということでございますけれども、それぞれの毎年度の評価なり、中期目標期間の評価につきましては、各法人ごとに業務内容、それから組織形態等も違っているということから、その評価については各法人ごとに評価を行って、見直しも行うということがそれぞれにおいて必要ではないかというふうに考えておりますので、委員のご発言の件に関しては、十分承知をしておきたいと思っております。

松本委員長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。

清野臨時委員 農林漁業信用基金の見直し当初案につきましては、8月10日の農業分科会で出された意見として、松本委員長からも報告がありましたけれども、そうした課題がクリアされる形で提示されておりますので、私は了承したいと思います。

それから、なおこの見直しの中で、特に担い手政策に関連する部分といたしまして、信用保証機関と、それから融資機関の役割の分担ということがありました。当然、融資機関もモラルハザードを持つということはわかりですが、そうしたことが今度担い手の方にそのままそっくり転嫁されることがないよう、もちろん融資等の政策だけでは一体化されておりませんので、担い手政策の中で仮になかなか資金を貸せない担い手があるということであれば、そうした方々を別の担い手政策で支援をするとかということ、要するに農林水産分野の担い手政策と一体となったような見直しで完結していただきたいというふうに思います。

松本委員長 ありがとうございます。

そのほかどうぞ、ございませんか。

恵委員 見直しの考え方についてというよりは、少し視野が広いことでのお尋ねなんですがよろしいでしょうか。

例えば、漁業の方々が流域の上流域に林業目的ではないけれども、木を植えていくということとですとか、あるいは農業者が赤土の流出抑制や、栄養分のある表土が流れていってしまう海域への影響に対して配慮する行為への支援のあり方も見直されるのでしょうか。例えば、沖縄県のサンゴ礁のある海域では、貧栄養が好きな生き物たちがおり、海域など環境に配慮することが重要視されています。そういう連携の際に、農業者側が海域に配慮した農業のやり方への改善を試みるということに対して必要な資金が調達ができるのかどうか、借りられるのかどうかということです。それは、他にも漁業者の方が上流域において何かをすることか、そういったときに必要な資金について、農林漁業信用基金などでは全く当初から考えていないものというふうに理解してよろしいのでしょうかという質問です。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、その点について回答をお願いいたします。

金融調整課長 今、委員ご指摘のように、農林漁業の連携みたいなこともこれからは必要ですし、特に環境保全に関しては、農業、林業、漁業もそうですが、今まで環境に優しい産業だというふうに言ってきたんですけども、おっしゃるとおり沖縄などでは農業をやることによって、海洋、海域に影響を与えるといった議論も出ております。

沖縄でいえば、農地を造成するにしても、赤土が流出しないような工法でもって事業をやるといったことを今研究し、また実践もやっておるところだと思っておりますし、そういう土地改良事業に対する融資というのは従来からやっておりますが、今後はそういった環境保全型の工法、そういったものにも配慮したもの、これについても当然融資の対象になるわけでござい

ます。

あと、森に木を植えていくというようなお話がございまして、これはちょっと林野庁さんに聞いていただいた方がいいかもしれませんが、一般的に言えば森林を育てる、植林をしていくということについては資金の対象になっております。ですので、それを海の保全のためということの目的でも、政策目的が合えば融資の対象になり得るんじゃないかなというふうには思っております。

環境保全型農業は、今農林水産省としても進めておるところでございまして、担い手育成という産業基盤の強化が今一大政策目的ではございますけれども、もう一つの方では環境とか、そういう地域資源を活用していくということも、農林漁業政策の中の柱になっているわけございまして、融資面で対応できるもの、融資でございまして当然返済が伴います。ものによっては、補助金で支援した方がいいものもあるかと思いますが、いわゆる融資になじむものであれば、これに対する融資というのは可能だと考えております。

松本委員長 続いてどうぞ。

恵委員 ありがとうございます。

そういう意味では、認定農業者ですとか、林業の計画認定者とか、認定という内容が環境配慮型であるとか、F S C（森林管理協議会）などのように民間機関が行っているいろいろな森林認証がありますね。それを受けることに努力をしている非常に優秀な林業者、優秀な農家、非常に配慮した漁業者こそが評価されて、融資枠が非常に大きくなるとか、あるいは返済期日を延ばしてもらえるなどの工夫があると元気になる人々が増えると思います。自分の収益につながることを支援するというのももちろんですが、環境配慮をした場合に評価でき、応じられる仕組みこそ、必要な検討ではないでしょうか。

沖縄県の農水部では、環境配慮型農業を計画的に行った人に、収益が一旦下がる期間、基金などのようなところから、補てん分を何とか生み出せないかという仕組みを検討中ですね。さらに、沖縄県の石垣島と西表島間のサンゴ礁海域を石西礁湖(せきせいしょうこ)と呼び自然再生推進法の事業として、海域部の再生をサンゴを対象に環境省が事務局となってやっています。実は、再生に一番必要なのは陸域側の配慮とか、海水温を上げないとか、因果関係を考えると全く自分たちではどうしようもない部分も抱えているわけです。

例えば農業者の方が環境配慮型にして、赤土の流出を抑制してくれたら、観光客として島に入ってくる方が、例えば美ら(ちゅら)島、美ら(ちゅら)海基金のようなところに寄附をする。そして、その赤土流出抑制努力のときにかなり差額が出て、収入がちょっと落ちているという

ところに、基金から支払い、動機ややる気を保てるという部分をセットで進めていく必要があります。いろいろな資金や国の税金でやれる範囲にも限界があるでしょうし、ルールや規定があるので、そういう民間の部分が導入されたりしやすい運用も中期的に急いで考えないといけない問題ではないかなと思いましたが、よろしくをお願いします。

松本委員長 環境保全型農業に関しては、ご承知のようにエコファーマー認定制度というのでできておりますし、そういうことで地域の特性に合った問題というのが、非常に農業の点では強調されるべきだと思います。恵委員のおっしゃるとおりだと思いますので、この点も事務局よろしくお願ひしたいと思いますが、そのほかどうぞ。

萬野委員 農林漁業信用基金が保証保険をかける相手として、当然農業信用基金協会なんですけど、農業信用基金協会がまた債務保証する相手が、一応この今日も配付いただいたフローチャートでは、民間金融機関というふうにはなっているんですが、今までの歴史的な実態として、基本的にはJAを中心にした農協金融機関が主なんですけど、昨今の金融環境の変化で、非農協系の金融機関も農業にかなり参入されているというふうな実態がありますので、今後そういった環境に対して、信用基金の保証保険をもっと間口を広げるのか、そういった環境変化に対応するのかというふうなお考えをちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

松本委員長 その点どうぞ。

金融調整課長 今、お話がありましたのは、追加資料の4ページだと思いますけれども、確かに民間金融機関とここには書いてございますが、その大半は農協系統でございます。今、おっしゃっていた地銀なり信用金庫から、特に担い手農家の方々に対して、運転資金等を中心に融資を行うという事例が今ふえております。我々も、金融関係の業務すべてを一応見ておりますので、そういった民間金融機関の動きも、今いろいろヒアリング等をやって聞いております。

保証保険の関係におきましては、法律制度的には銀行、信用金庫、こういったところも保証の対象になっております。しかし、仄聞したところによると、都道府県の基金協会の中にはいろいろな実務面での運用でなかなか難しいという声も聞いておりますので、その辺の実態を踏まえて、もうちょっと我々も調査して、当然農協系統だけではなくて、金融機関であれば債務保証が受けられるという形を今後ともとっていきたく思ひております。

松本委員長 よろしゅうございますか。

そのほかございませんか。

ありがとうございました。たくさんの貴重なご意見をいただきました。意見が大体出尽くしたと思ひますので、とりあえず中期目標期間終了時の事務事業全般の見直しについては、当委

員会で異存なし、としてよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

それでは、当委員会としてはそのように決定させていただきます。

なお、ただいまいろいろ貴重な意見がございましたので、この意見も事務局がどうぞ踏まえて、今後のご意見、資料にさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了しましたが、そのほか全般について、何かご指摘がございましたら、ご意見がございましたらよろしく申し上げます。

どうぞ、ございませんか。小林委員どうぞ。

小林委員 5年間評価をしてきた結果をこの一覧表で見ると、農業技術分科会だけ厳しい評価をしているような感じがいたします。同じような研究機関であって、研究職員個人の業績評価をやって、それを処遇に反映するという計画は恐らくほとんどすべての研究法人で未達成だろうと思うのです。それでありながら、その中項目に我々のところはBをつけて、ほかはAをつけているといったことが、今後問題にならなければいいなと思っておりますが、我々となればこの厳しい姿勢は変えるつもりはありませんので、その辺のところを申し添えておきます。

松本委員長 そのほかどうぞ、全般でございますがよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見がございませんので、最後に事務局から連絡事項がございますので、よろしく申し上げます。

文書課課長補佐 本日の議事につきましては、議事規則に従いまして議事録にて公開とさせていただきます。議事録が出来上がり次第、各委員の皆様方に内容を確認していただいた上で、農林水産省のホームページにおいて公開することといたします。資料の公開につきましても、同様となります。

また、見直しにかかる今後のスケジュールでございますけれども、先ほどの説明と重複いたしますが、今月末に総務省に見直し当初案整理表を提出することになっております。その後、総務省の政・独委、有識者会議等のヒアリングが行われまして、11月中旬に総務省政・独委より勧告の方向性が示される予定になっております。

その後、この勧告の方向性を踏まえまして、再度見直し案を調整し、12月でございますけれども、行革推進本部の議を経まして見直し内容を決定するという流れになってございます。

事務局といたしましては、12月の見直し内容案が決定するまでの間、委員の皆様方には見直

しの検討状況等について随時情報提供を行うとともに、最終的な見直し案の作成に当たっては、再度皆様の意見を聴取したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、卓上にそのまま置いていただければ、事務局の方で後ほど送付するよう手配をいたします。

以上でございます。

松本委員長 それでは、以上をもちまして、本日の評価委員会を閉会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまことに熱心なご審議をいただきありがとうございました。

以上でもって閉会といたします。

午後3時15分 閉会